

ジェイアールバス東北本部

第25号 2020年3月27日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内
NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983
発責：佐藤 秀一 編集：情宣部

「新型コロナウイルスに対する 組合員の不安解消を求める 緊急申し入れ」 申7号 について団体交渉を行う

ジェイアールバス東北本部は、2020年3月25日に申7号「新型コロナウイルスに対する組合員の不安解消を求める緊急申し入れ」について団体交渉を行いました。主な議論経過は以下の通りです。

- (組合) 出勤時において組合員・社員に感染の疑いがある場合は、点呼等において管理者から医療機関の受診を指示すること。
- (会社) 出勤時、体調が悪ければ休めと言っている。現場にも体温計があり、熱があれば帰宅を指示している。その際、医療機関の受診も指示している。会社的には良いことではないが、続行便が出ていないので、要員的には何とか対応できる状況である。ただ、PCR検査を受ける前に2週間前からの行動を記録して欲しい。
- (組合) 小学校等の臨時休校によって、組合員・社員が休暇を取得しやすい環境にすること。
- (会社) JR東日本の指示で、特例で小学校等に通う子を持つ社員が休暇を取得しやすい状況になっている。ただ、休むのは良いが、社員全員が協力していかなければ回らない。新たな休暇等については、親会社からの指示が出てからの判断となる。
- (組合) 組合員・社員及び家族に感染の可能性があり出勤できない場合の勤務の取り扱いについては、有給の休暇とすること。
- (会社) 現時点では、今の制度でやるしかない。休みに関して、うちの会社だけでは決められない。新たな制度をつくる場面が出てくるかもしれないが、今後の世の中の動向、親会社であるJR東日本にあわせての判断となる。
- (組合) 感染に伴う診断書及び治療証明書の費用については、会社負担とすること。
- (会社) 保存休暇等の診断書の提出を省略できるようになった。現時点では、今の制度でやっていく。
- (組合) 感染に伴い、業務に従事することができない組合員・社員が拡大した場合の運行確保や減便などを想定した対策を行うこと。
- (会社) どうしても人がいなければ、受託事業所であれば市交通局と減便を含めた話しをするし、うちの便であれば運休や他社に振ることも出来る。感染が拡大した場合は、運行を止めるしかないが、会社としてやれることは、やっていく。正直に具合が悪ければ言って欲しい。

**組合員の不安解消の為に継続議論していきます！
不安なことがあればすぐに本部まで連絡を！**